

日本核酸医薬学会細則

2015年4月11日施行
2015年11月30日一部改正
2016年5月31日一部改正
2017年4月13日一部改正
2017年7月11日一部改正
2018年7月8日一部改正
2020年11月30日一部改正
2021年6月28日一部改正

第1章 会員

第1条 正会員または学生会員として入会を希望する者は、学会ホームページを通じて必要事項を届け出ることで申込みを行う。申込みが受理された場合には、速やかに当該年度の年会費を納めなければならない。

第2条 賛助会員、特別賛助会員として入会を希望する団体は、必要事項を書面にて学会事務局に届け出ることで申込みを行う。申込みが受理された場合には、速やかに当該年度の年会費を納めなければならない。

第2章 役員

第3条 評議員は、次の各号に掲げる方法により就任、退任する。

- (ア) 評議員は、正会員の中から評議員によって推薦を受けた者が、評議員会の承認を得て就任する。
- (イ) 評議員は、学会会長に届け出て退任することができる。

第4条 会長は、次の各号に掲げる方法により選任する。

- (ア) 会長は評議員会を招集し、評議員の互選により新会長を選出する。
- (イ) 投票は1人1票、無記名による単記とし、投票総数の過半数を得た者を新会長とする。ただし、投票総数の過半数を得た者がいないときは、得票者中の上位の者より順に2名を選出し、改めて投票を行い、得票総数の上位の者を会長として選任する。このとき、同位の場合には抽選により決定する。
- (ウ) 次期会長となることが決まったものが、その年度末まで副会長に就任する。

第5条 幹事、事務局長、年会長、会計監事、顧問は、評議員中より推薦され、評議員会の承認を得て委嘱する。

- (ア) 幹事には学術担当幹事として、化学担当幹事、生物担当幹事、デリバリー担当幹事、医学（臨床）担当幹事、レギュラトリーサイエンス担当幹事を、また運営担当幹事として、広報担当幹事、国際担当幹事をおく。
- (イ) 各部門において幹事はアカデミアから1名以上、企業から1名以上選出し、うち1名を主任幹事とする。
- (ウ) 必要に応じて、主任幹事を補佐する副主任幹事をおくことができる。ただし、副主任幹事の選出においては、アカデミアと企業のバランスを考慮する。
- (エ) 会長、事務局長、会計監事は幹事を兼任しない。
- (オ) 幹事は複数の学術担当幹事（化学担当幹事、生物担当幹事、デリバリー担当幹事、医学（臨床）担当幹事、レギュラトリーサイエンス担当幹事）を兼任しない。
- (カ) 幹事は広報担当幹事と国際担当幹事を兼任しない。
- (キ) 学術担当幹事と運営担当幹事は兼任可とする。

第6条 会則第7条に定める役員は年会長を除き、2年後の評議員会にて改選し、任期はその年度末までとする。年会長の任期は1年後の総会までとする。

第3章 総会

第7条 総会は年会と併せて開催する。総会の議案は幹事会の協力のもと、会長が作成し、評議員会の議決を経て提出するものとする。また、議案には前年度の事業報告及び収支決算、新年度の事業計画及び収支予算を含むものとする。自然災害等のやむを得ない事由で年会時に総会が開催できない場合は、メール等インターネットを介して総会を開催することが出来る。

第4章 評議員会

第8条 評議員会は、表決権を有する評議員の過半数の出席により成立する。議決は、表決権を有する出席者の過半数の賛成により成立する。

- (ア) やむを得ない事由のため出席出来ない評議員は委任状により表決することができる。
- (イ) 委任状を提出した評議員は出席したものとみなす。
- (ウ) メール等インターネットを介して評議員会を開催することができる。
- (エ) インターネットを介した評議員会において第5条に定める役員の選出を行う際、役員のおすすめは第9条に定める主任幹事会の議を経て会長が行う。

第5章 主任幹事会

第9条 主任幹事会は、会長、各部門主任幹事、副主任幹事及び事務局長によって構成され、会長が議事を進行する。会長は若干名の幹事あるいは、評議員を主任幹事会に加えることができる。主任幹事会は、学会運営一般について議論を行う。

第6章 学会誌

第10条 「日本核酸医薬学会誌」を日本核酸医薬学会の学会誌とする。

第11条 学会誌の編集のために、会長は正会員の中から編集委員若干名を推薦し、評議員会の承諾を経て委嘱する。編集委員は広報担当幹事及び事務局と共同して学会誌の編集にあたる。

第7章 事務局

第12条 事務局所在地は事務局長が定める。

第8章 学会賞

第13条 日本核酸医薬学会は、次の6つの賞を授与する。

- 1) 日本核酸医薬学会特別賞
- 2) 日本核酸医薬学会賞
- 3) 日本核酸医薬学会特別貢献賞
- 4) 日本核酸医薬学会学術賞
- 5) 日本核酸医薬学会奨励賞
- 6) 日本核酸医薬学会川原賞

第14条 授賞規定は別に定める。

第9章 細則改正

第15条 本細則の改正は、評議員会の議決による。